

I 昭和 63 年度 社会教育計画

1. 社会教育の目標

すべての市民が、あらゆる機会、場所において自ら進んで社会教育活動を進めていくことが、市民生活の充実・地域の向上につながる。そのためには、市民に学習活動の場として多くの施設を提供して機会を与えるとともに、施設を通じて多様な教育活動を進めていき、市民の学習要求に応えることが重要であります。市民が行う社会教育活動に対する社会教育行政の役割として、次のように目標を定め諸計画の実現に務める。

- (1) 市民のための社会教育、市民の自主的・主体的社会教育活動がよりよく進めていけるようにするため活動しやすい条件を整える（条件整備）。
- (2) 市民の要求に応じて活動の奨励や援助をすすめる（奨励事業）。
- (3) 市民の学習活動の振興と拡充のため主催事業を充実する（主催事業）。

2. 社会教育の方針

福生市の社会教育基本構想を中心に、その目標を実現するために、計画の基本である生涯教育の面から本年度の事務事業を次のようにすすめた。

(1) 条件整備

- ① 市民とともにすすむ社会教育の体制の整備を図る。
- ② 既存の社会教育機関の機能の充実と活用を図る。
(公民館、図書館、資料室、市民会館、体育館、市営プール)
- ③ 既存の社会教育施設の効果的利用を図る。
(屋外体育施設、地域会館、学校施設)

(2) 奨励と援助

市民が行う社会教育活動に対する奨励と援助は行政の基本的事務である。この場合、教育における人間関係を含む事務であるため、公平さと親切さの中に教育的配慮と、人間性が問題となることに留意しなければならない。

援助の内容として、物的援助（施設提供、教材等）、人的援助（助言や手伝い）、金銭的援助（補助金等）があるが、原則的には、団体や活動者の主体性や自由を拘束しないことが条件等という点で、物・人・金という順序で援助する。

(3) 主催事業

主催事業については、市民みずから社会教育活動をすすめていけるようになるための事業と、市民活動のみでは達成出来難い事業の実施をする。したがって、市民みずから実施できる事業についてはみずから実施できるように援助していき、対象の細分化、内容の多様化によって体系づけ、精選された事業のみを実施する。

方法的には、学習内容面での深まりとともに活動方法面での学習を深める。

① 各活動分野におけるリーダー拡充のための事業

社会教育活動発展の基本的要素の1つは、市民活動の中でのリーダーに負う。したがって、リーダーが必要な知識及び能力を身につけ連絡調整する機会を設ける。

② グループ化、一般化を図るための学級・教室の内容の充実

社会教育活動未参加者の活動参加（底辺の拡充）のための多様な機会を準備する。市民の活動としてできるところは、できるだけ市民みずから行い（婦人学級・青年教室・市民文化教室等）、その他の部分は直接実施していくが、それぞれ1回毎の内容が最大限に充実していくように考える。

③ 高度、系統的な学習活動の場の充実

市民文化活動の中心となる市民及び一般市民の要請に応じて市民生活に必要な知識を提供する。

④ 成果の発表の場としての大会等の充実

本年は今までの活動を総括し、市民の中の文化諸活動の充実と今後の展望を考える型で実施する。

3. 社会教育の事業

(1) 社会教育庶務事務

- ① 事務処理の明確化と効率を高めるための調査研究。
- ② 社会教育委員会の機能を高める。
- ③ 市民との相互連絡を十分にすすめる。
- ④ 各教育機関間の連絡調整を十分にすすめる。

(2) 文化財並びに郷土資料室事務

- ① 市民の文化財に対する理解を深める。

② 文化財調査の充実と保護のための指定を行う。

③ 文化財資料の収集と保存を行う。

④ 郷土資料室展示の充実と資料の活用をすすめる。

(3) 青少年問題

① 青少年問題について地区委員の研修と理解を深め具体的施策の検討をすすめる。

② 関係機関への連絡調整を十分にすすめる。

③ 関係者への連絡と市民全体への連絡事項の総合化できるものの実施。

④ 地区委員会に青少年の社会参加活動推進地区を設け、青少年の社会参加活動の実践と組織の充実を図る。

⑤ 青少年のためのよりよい環境をつくるための運動をすすめる。